

「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」第2回会議の概要

開催日時・場所

日 時：平成21年5月20日（月）9：30～11：45

場 所：札幌市役所本庁舎6階北会議室

出席者：(社)高層住宅管理業協会 北海道支部 白旗事務局長

(社)全日本不動産協会 北海道本部 大場副本部長

(社)北海道宅地建物取引業協会 朝野副会長

(社)北海道マンション管理組合連合会 小杉常務理事

(株)アパマンショップリーシング 高野ゼネラルマネージャー

(株)常口アトム 武藤課長

(株)ビッグサービス 北越管理本部長・高橋係長

環境局 環境事業部 栗崎業務課長・石川ステーション対策担当課長・柿崎中央清掃事務所長・小湊豊平清掃事務所長

消防局 予防部 佐々木予防課長

会議の概要

1 開会（札幌市から）

本日は、第2回目の共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会に、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。会の開催に先立ち、札幌市環境局清掃事業担当部長石井から、ご挨拶申し上げます。

2 あいさつ（札幌市から）

- ・ 札幌市では、この7月から、家庭ごみの有料化を含めた、新しいごみ排出ルールを実施しますが、そのスタートまで、残り1か月余りとなりました。
- ・ このため、現在、市内各地で住民説明会を行っているところですが、今後、6月末にかけては、より集中的なPRを行い、7月の制度切替え時には、環境局以外の市職員も動員して、ごみステーションで早朝啓発活動を行う計画であり、現在、庁内一丸となった準備を進めています。
- ・ 共同住宅のごみ排出マナーの問題については、町内会役員を始め、本当に多くの方々がかねてより関心を寄せ、また、実際に苦慮しているところです。
- ・ 共同住宅居住者への排出ルールの浸透に向けて、より一層、実効性ある対策を講じていくことが、札幌市のごみステーション問題解決には必要であり、そのために、皆様のご協力は欠くことのできないものであると考えています。
- ・ 7月からの新制度への円滑な移行に向けて、是非、本日の会議で有意義なご議論をいただくよう、改めてお願いし、私からの冒頭のご挨拶といたします。

自己紹介

（札幌市）

- ・ それでは、議題に入ります前に、当協議会立ち上げの第1回会議では、所用によりご欠席でありました社団法人全日本不動産協会北海道本部さんから、副本部長の大場様のご出席をいただいておりますので、自己紹介をお願いします。

（（社）全日本不動産協会）

- ・ 全日本不動産協会の大場と申します。よろしくお願ひいたします。

3 議題

(札幌市)

- ・ 大場様、ありがとうございました。
- ・ それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

前回会議後における啓発等の取り組み状況について

(札幌市)

- ・ はじめに、3(1)ですが、前回の第1回会議では、ごみステーション問題の改善に向けて、これまで、それぞれの活動だけでは解決が難しかったことについて、相互に情報交換、連絡調整、連携を図ることによって、より実効性のある取り組みにしていきたいということで、不動産関係の6団体、共同住宅管理の3社にご賛同をいただき、当協議会を設立しました。
- ・ そこで、前回の会議の議論などを踏まえて、会議後の取り組みとしてどのようなことが行われたか、事前に事務局の方で把握した事柄を説明します。

資料1・2 『前回会議後における適正排出のための啓発状況について』

(札幌市)

- ・ 最初に、当協議会会員の皆さまの取り組みについてです。市と協議会の連名で作成した「引越しごみの適正排出周知用チラシ」は、とりまとめ団体であります会員においては、傘下の会員約5,300の管理会社等への配布、管理会社であります会員においては自社の支店や管理物件等に配布のうえ、違反排出の抑止に努めていただきました。引越しごみの出し方についての周知が、幅広く図られたものと認識しています。
- ・ 次に、新しい排出ルール周知についてですが、(株)ビッグサービスさんでは、札幌市が作成した住民説明会用資料やDVDを用いて、広く社内研修を行っています。アパート業協同組合さんでは、札幌市にご依頼いただき、婦人部を対象とした説明会を行っています。
- ・ 次に、札幌市の取り組みです。協議会の取り組みを市民にも広く周知するため、札幌市の清掃ホームページ内に、協議会の開催内容を伝えるページ(資料2)を設けるとともに、居住者への配布等に使用していただくため、「引越しごみの適正排出に関するチラシ」も掲載しました。
- ・ 続いて、住民説明会の関係ですが、最近では、マンション管理組合・管理会社からの開催申込みも増えているため、これらの方々への説明会を行う一方で、ひとり暮らしを始める大学生、専門学校生など若い世代にも、学校側の協力のもと、説明会や資料配布などを行って、新たな排出ルールの周知を図っています。
- ・ 写真は、札幌大学において開催した有料化説明会のものですが、この説明会には学生247名が出席し、その後、大学を通じて学生に説明会資料2,500部を配布しています。

((株)ビッグサービス)

- ・ 当社では、全社員への新しいごみ排出ルールの周知が重要と考えているため、説明のありました社内研修会を実施しました。この研修会はマンションなどの管理担当者はもとより、仲介担当者も、仲介時にはごみステーションについていろいろ質問を受けるため有益であったと考えています。

ごみ排出ルール変更時における効果的な啓発について

ア 有料化先行実施都市における取り組み状況

資料3 『他市町村における、有料化時の共同住宅居住者への排出ルールの周知内容』

(札幌市)

- ・ 札幌市よりも、先行して有料化を実施している、政令指定都市、道内近隣都市の状況について説明します。
- ・ いずれの都市も、有料化実施の際には、札幌市の「ごみ分けガイド」のようなごみ分別の方法を記載した冊子やパンフレット等を作成して全戸に配布し、報道機関や広報誌によるPRを実施しています。
- ・ 政令指定都市の仙台・新潟・京都市では、共同住宅居住者に向けた有料化前の対策としては、不動産関係団体や管理会社等を通じて居住者にチラシ等の配布を行い、特に新潟市では大学や専門学校等において有料化の説明会を実施しています。
また、中には、有料化後に市外からの転入時に管理会社やあっせん・仲介会社からチラシ等の配布を行ったり、市と町内会が協働して早朝啓発を実施したり、排出状況が極めて悪いところには市から管理会社に対し居住者への排出ルールの周知等を依頼しているところもあります。
- ・ 道内近隣都市についてですが、北広島市では有料化前に共同住宅オーナーや管理会社に対し、有料化のPRや共同住宅専用ごみステーションの必要性についての説明会を実施し、今年の4月からはごみステーションの管理指導業務をシルバー人材センターに委託しています。小樽市では、共同住宅に特化した対策は実施していないとのこと。江別市では、有料化前に、専用のごみステーションを設置していない共同住宅のオーナー等に対して専用ごみステーションの設置を依頼し、有料化と同時に全ての共同住宅に専用ごみステーションの設置を義務化し、有料化後は、大学の学務課等にごみの分け方に関するチラシの配架・配布を依頼するとともに、市内の全共同住宅の全戸に引越しごみの適正排出に関するチラシの配布を行っています。

イ 札幌市における今後の市民PR

資料4 『新ごみルールPR事業予定(項目別実施スケジュール)』

(札幌市)

- ・ 新ごみルールのPRについては、ホームページで住民説明会の日程や新しい排出ルールを掲載し、広報さっぽろでは、5月号で「ごみ分けガイド」等の各戸配布についてのお知らせを掲載し、6月号には新ごみルールの説明記事を掲載します。
- ・ 6月からは、テレビCMや、地下鉄の駅や車内へのポスター掲出等を行う一方、制度変更前日の6月30日には新聞紙面での広告を行い、7月にはごみステーションでの早朝啓発活動を行います。
- ・ このほかにも、ラジオCMや、ごみ収集車への車体広告などの予定があるなど、新制度への円滑な移行に向けて、集中的に市民PRを行っていきます。
- ・ ごみ分けガイドの全戸配布については、5月25日～6月15日までの期間で実施する予定であり、収集日カレンダーとお試し袋(4種類の指定袋1枚ずつをセットにしたもの)を併せて配布します。

((社)全日本不動産協会)

- ・ このような周知を図っても、マンションに居住しているような単身世帯の若者には効果はほとんどないのではないかという印象があります。

(札幌市)

- ・ 本市としても、共同住宅居住者への周知は、なかなか徹底されないものと捉えています。このため、対策を検討しているところであり、本日も、議題(3)として資料を用

意していますので、次の議題のなかでご説明します。

共同住宅入居者向けの対策について

ア 入居者への対応

イ あっせん・仲介時の対応

資料5『共同住宅入居者への対応とあっせん・仲介時の対応』

(札幌市)

- ・ 資料5の上段は、現在、共同住宅に入居している方への対応を記載しています。
- ・ これらの方々への新ルールの周知ですが、札幌市からは、先程のメディアを使った広報などと合わせ、より具体的な周知を図るため、今月の25日から来月の15日までの間に、「ごみ分けガイド」「収集日カレンダー」「お試し用の指定袋」を各戸に配布します。
- ・ そこで、右側については案ですが、共同住宅のオーナー・管理会社の方からも、資料8の「説明会の日程表」を配布していただき、効果的な周知を図る一助とできないか、と考えています。なお、資料8は5月末までの日程で、どなたが参加してもよいと、地域に確認がとれている会場のみを載せたものであり、6月分は現在作成しています。
- ・ 次に、下段は、「転入者」に対する「あっせん・仲介時の対応」についてです。
- ・ 転入者については、ご本人が区役所で転入手続きをすれば、窓口で「ごみ分けガイド」と「収集日カレンダー」をお渡しします。しかし、中には、手続きをしない、引っ越し後、間をおいて手続きをするなどの方もいて、そうした場合には、新しいごみ出しのルールが分からずに、結果として、不適正排出につながってしまうことも考えられます。
- ・ そこで、これについても案ですが、転入者に対しては、「あっせん・仲介」をされる業者さんから、資料6の「排出ルール周知用のチラシ(簡易版)」と、資料7の「収集日カレンダー」をお渡し願えないかと考えています。
- ・ それにより、排出ルールの周知漏れを防ぐことができたり、不適正排出の抑止が図られると考えるものであり、また、その際に、先程の「説明会の日程表」もお配りいただければ、さらに効果的な周知が図られるものと考えています。

((株)ビッグサービス)

- ・ 「収集日カレンダー」は何種類ありますか。渡す場合には、必要部数は市のほうで用意してもらえるのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 収集日カレンダーは、基本的には各区表裏1枚ですが中には2枚になっている区もあります。しかしながら、あっせん・仲介時に手渡すということであれば、契約者の住所は定まっているので、配布枚数は1枚ということになります。
- ・ 必要部数を市のほうで用意するという方法もあり、協議会に参加していただいている管理会社さんに対してはそれも可能ですが、とりまとめ団体の傘下にはたくさんの管理会社が加盟しているので、このようなところの必要部数を用意して配布するのは困難です。本日用意しました資料6～8については、本市のホームページに掲載しますので、ここからダウンロードして必要部数をコピーしていただくという方法を考えていますが、いかがでしょうか。

((社)全日本不動産協会)

- ・ 有料化説明会が、いつどこであるか聞いたとしても共同住宅に居住している方はおそらく参加しないと思います。アパートごとに説明会を開催してもらうことも難しいはず

で、そうなる、管理会社がごみの分別について熟知して1件1件回って説明するという方法にならざるを得ないと考えています。共同住宅居住者へのごみ排出ルールの周知は、管理会社にとってかなりの負担になるはずで。

(札幌市)

- ・ 説明会は、いろいろな時間帯に設定していますが、なかなか参加いただけない面もあると思います。それぞれの管理会社さんのほうで、なんらかの説明会を設定して私どもにご連絡いただければ、どのような時間帯であっても対応します。個別の管理会社さんのほうで始めから設定していただくというのも難しいはずですので、一旦は既に日時が決まっているものをご案内したいと考えています。
- ・ 区民センターでの説明会は、広報さっぽろにも掲載していますが、町内会ごとに開催する説明会は、共同住宅に住んでいる方にはほとんど周知されていないはずですので、少しでも多くの方が説明会にご参加いただけるように、ご協力をお願いします。

((株)アパマンショップリーシング)

- ・ 説明会の日程表を、共同住宅居住者が部屋に保管しておくことは考えにくいので、日程表は、当社のホームページに掲載するという方法は、いかがでしょうか。

(札幌市)

- ・ 管理会社の方からの個別のポスティングというのは、難しい面もあろうかと思えます。掲示板に掲載いただくことによって、一定の周知が図られるものと思えますので、可能な限りお願いします。

((社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 当会には、約1,500の会員がいます。あっせん・仲介業の会員に対しては、説明会の日程表・排出ルール周知用チラシ・収集日カレンダーを配布するよう周知しますが、管理会社は、管理業務を行っているかどうかの把握が難しく、周知が困難な面もあります。
- ・ 話はすこし変わって、先ほどの資料3の小樽市についてですが、有料化から4年も経過していますが、共同住宅の排出マナーについて問題であるという認識はないようです。札幌市は共同住宅に対して、少し敏感になりすぎているのではないのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 早期に有料化を実施した都市では、大規模な対策を実施していなかった傾向にあるかもしれませんが。しかしながら、昨年10月に有料化を実施した北広島市では、かなりの数の職員と町内会の方が早朝啓発のためにごみステーションに立つなど、不適正排出が増えるのではないかと地域住民の方の懸念の声に応える対応をしています。札幌市では、現在でも共同住宅居住者のごみ排出マナーが問題となっているため、地域住民の方の懸念の声は非常に強く、有料化に向けては、十分な対策を実施しなければならないと考えています。

((株)ビッグサービス)

- ・ 小樽市では、分別の区分が札幌市ほど複雑ではないためにそれほど混乱しなかったのではないのでしょうか。有料化をすることは誰もが理解できると思いますが、分別区分が複雑なのはなかなか理解できないのではないのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 小樽市では、札幌市以上に分別区分は複雑ですが、最近のテレビ報道などを見ると分別方法は定着しているようです。札幌市では収集日カレンダーも全戸に配布して早期に定着するよう努めていきたいと考えています。

((株)ビッグサービス)

- ・ 札幌市が説明会で使用しているDVDは分かりやすかったので、これを全戸に配布することはできないのでしょうか。

(札幌市)

- ・ 相当の費用がかかるはずであり全戸配布は困難ですが、本市のホームページに掲載していますので、誰でもDVDの内容を見ることができます。

((社)全日本不動産協会)

- ・ ごみの分別についてですが、燃やせるごみには、生ごみと合わせて衣類や紙類など混ぜて排出することになっています。しかし、生ごみを他のごみと混ぜてしまうと全体が非常に汚くなり、動物などに荒らされてしまったときには、汚いごみがたくさん散乱することになってしまいます。やはり、生ごみは別袋か、別に収集するべきではないかと考えています。ごみの分別区分については今後検討していくべきではないでしょうか。

(札幌市)

- ・ 生ごみを含むごみが飛散しないように、カラスよけサークルやネット、共同住宅の箱型ステーションの普及に努めていきたいと考えています。

((社)全日本不動産協会)

- ・ 容器包装プラスチックも飛散しやすいごみ種であると考えていますが、クリーニング店などでは、ハンガーと洋服の覆いに使っているプラスチックを引き取ってもらえるところもあります。ごみステーションに出さなくても済むように、札幌市から業界団体に対し自主回収する仕組みを作るよう働きかけてはどうでしょうか。

(札幌市)

- ・ 生産者がごみの処理まで責任を負うという拡大生産者責任については、全国の市町村から環境省などを通じて業界に働きかけ、その結果、容器包装リサイクル法で一部生産者がリサイクル費用を負担する仕組みが出てきているところですが、これからも国に対し、このような働きかけを行っていきます。
- ・ 共同住宅入居者向けのごみ排出ルールの周知については、管理会社さんにおいては、ホームページ等への掲載や入居者へのポスティングなど可能な限り対応していただく、あっせん・仲介会社さんにおいても、契約時に説明会の日程表などをお渡しいただくということで、お願いします。正式な依頼文書をお送りいたしますので、よろしくお願いします。

ウ ごみステーションでの早朝啓発の実施と共同住宅に係る対応

資料9 『共同住宅入居者への対応とあっせん・仲介時の対応』

(札幌市)

- ・ 早朝啓発は、7月1日(水)~10日(金)の平日に行うもので、朝の7時~8時30分に、ごみステーションに立ち、排出ルールが変わったことの周知や指定袋で排出することの指導啓発を行うものです。
- ・ 資料9 の部分ですが、グラフにある全市35,000か所のステーションのうち、25,000か所は、「歩道上などにある共用ごみステーション」であり、この部分の啓発は、7月1日から3日までの「重点指導啓発期間」と、それ以降の「指導啓発期間」別に、札幌市職員と町内会組織等を中心とした延べ5万人の体制で行う予定です。
- ・ 一方、約10,000か所ある共同住宅専用のごみステーションについては、このような体制に含めていませんが、期間中は、より多くの場所で市民への啓発活動を行うことが望ましいため、共同住宅の所有者や管理会社の方々にも、まずは、専用ごみステーション

を中心にできる限り、早朝啓発にご参加いただけないかと考えています。

- ・ そこで、資料9の ですが、協議会の関与案として、とりまとめの6団体においては、傘下の管理会社等に、所有者と協力しての啓発活動を依頼することを、また、実際に管理業務を行われている3社においては、所有者にも働きかけつつ、管理物件に係る啓発活動を実施することを記載しています。
- ・ また、資料9の は、協議会の関与案の2つ目でありまして、共同住宅のごみ排出マナーの状況や課題をより積極的に把握するため、協議会会員自体が、共同住宅エリアの巡回とごみ排出状況の確認を行うとするものです。
- ・ 具体的には、制度変更初日の7月1日に、東区内の「燃やせないごみ」の収集地域で、各会員1人以上の参加を想定して視察を行うものであり、活動の記録は、ホームページに掲載するほか、把握した課題は、第3回目の会議で対策を検討するという内容としています。
- ・ 特に、 の協議会としての巡回については、報道機関等への情報提供も行う中で実施したいと考えています。このような具体的な取り組みは、共同住宅入居者の方々へのアピールにもなると考えていますので、是非、実現してまいりたいと考えています。いかがでしょうか。

((社)マンション管理組合連合会)

- ・ については、広く市民の方々へのPRにもなるので積極的に参加したいと考えています。 についても会報などを通じて、会員に周知していきます。

((社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 賛成です。当会も協力できると思います。

((株)ビッグサービス)

- ・ について、8割～9割の居住者にごみ出しルールの変更の周知を図ることはできませんが、ルール違反で排出されたごみの処理をどのように行うかが問題です。当社では、指定袋を当社が用意して、指定袋の代金はオーナーに負担してもらう方法を考えていますが、ごみステーションをきれいにするためですから、札幌市から指定袋を支給してもらうことはできませんか。

(札幌市)

- ・ 指定袋の料金は市の手数料となるものですので支給するのは困難です。散乱してしまったごみを入れるための袋であれば、ボランティア袋を用意していますので、これを利用してほしいと考えています。

((社)全日本不動産協会)

- ・ これまで不適正排出物や敷地内に不法投棄された家電4品目は、オーナーや管理会社の負担で処理してきましたが、このようなごみの処理のための指定袋の支給についても検討してはどうでしょうか。

(札幌市)

- ・ 共同住宅のごみステーションの問題については、ご指摘の部分も含めてさまざまな問題があると認識しています。このような問題点については、次に議題として用意していますので、その中で再度ご議論いただきたいと思います。
- ・ について、各会員個別の取り組みは、後日、ご報告をいただいて、当協議会のホームページなどで写真や具体的な取り組み内容を掲載していきたいと考えています。
- ・ を実施するに当たって、本市からの「依頼文」などが必要であれば、用意してまいります。また、 の詳細については、別途ご連絡いたします。

共同住宅のごみステーションの管理上の課題について

資料10『共同住宅入居者への対応とあっせん・仲介時の対応』

(札幌市)

- ・ 市内で開催している住民説明会での意見を抜粋し、傾向別にグループ化した資料です。
- ・ 「共同住宅のごみステーション設置の関係」では、既存共同住宅も含め、専用ごみステーション化を望む意見が多くあり、「所有者・管理会社等の関与関係」では、市から所有者・管理会社等に指導の徹底を望む意見、また、所有者・管理会社自身が入居者のごみ排出に責任を果たすべきであるとする意見などが、多く聞かれるところです。
- ・ 「普及啓発関係」では、単身の若者や町内会未加入者への十分な周知を望む声が多く、それらが、「分別違反ごみへの対応」を危惧する声にもつながっているものと思われます。
- ・ また、説明会や本市の「市民の意見を聴く課」などを通じて私共に寄せられる声の中には、マンション管理組合や管理人の方からのものもあり、ここでも、専用ごみステーションに出される違反ごみの処理や、違反者への対応が懸案事項の中心となっています。こうしたことから、事務局としても、有料化後の状況も実地に見ながら、3回目以降の会議において協議会としての対応を検討していく必要があるのではないかと考えています。

((社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ 共同住宅には、まずオーナーがいてオーナーと契約を結んでいる管理会社がありますが、この資料に記載しているような、徹底したごみステーションの管理を行うという契約を結んでいる管理会社は存在しないのではないのでしょうか。ごみステーションの管理(清掃)は、管理会社のボランティアのようなものです。管理会社に対して負担を求めるのではなく、敷地内にごみステーションの設置を義務付けるなど、事業として収益を上げているオーナーに対して負担を求めていくべきではないのでしょうか。市がオーナーに対する指導を強化すれば、オーナーからも管理会社に対して正式にごみステーションの管理を依頼するようになり、管理会社がボランティアで管理を行うということもなくなるはずです。

(札幌市)

- ・ 市の定める要綱のなかでは、オーナーの責務について定めているところではありますが、宅建協会さんのご意見のとおり、根本的にはオーナーへの働きかけを強めていかなければならないと思います。
- ・ マンションには賃貸と分譲がありますが、分譲では不適正排出されたごみの処理方法について管理組合の中で管理費から支出するという協議が整っていれば、管理会社が新たに費用を負担するという事はなくなります。賃貸の場合には、居住者の間で話し合うという問題ではなくオーナーと管理会社がどのように負担するかという問題になり、対処方法が全く異なる問題になります。

((社)北海道宅地建物取引業協会)

- ・ そのとおりだと思います。また、鉄筋の賃貸であればオーナーが東京にいる場合もあり、木造の賃貸であればオーナーは近隣に居住している場合が多いと思われます。オーナーの居住地によっても不適正排出への対応方法が異なってくることになります。
- ・ また、鉄筋のところにはたいてい専用のごみステーションがあるはずですが、問題なのは、ごみステーションを設置していない木造賃貸のアパートではないかという印象があります。このようなところに設置を義務付けるなどしなければ、ごみステーション問題は解決しないのではないかと思います。

(札幌市)

- ・ 木造賃貸のところには、町内会からもごみステーションの設置を義務付けるべきである

という要望がありますが、設置する場所がないために設置は困難と捉えています。

((株)ビッグサービス)

- ・ ごみステーションをきれいにすることはマンションの価値を上げるという一面もありますが、駐車場などに利用している場合には、収益が上がらなくなってしまうという問題もあり、相当な障害があるものと捉えています。

(札幌市)

- ・ 会議時間も少なくなってきましたので、次の議題に進ませていただきます。

その他

ア 有料化時の駆込み排出について(札幌市から)

資料11 『家庭ごみ有料化に伴う駆込み排出について』

資料12 『平成21年度における札幌市の家庭ごみ排出状況(燃やせるごみ、燃やせないごみ)【速報】』

資料13 『駆込み排出・収集車の火災防止のチラシ』

- ・ 資料11は、平成19年8月に有料化をした旭川市の例ですが、有料化の1週間前には、不燃ごみでごみ量が対前年約8倍、可燃ごみで約2倍となり、直前には収集作業の終了時刻が0時を過ぎたとのこと。
- ・ 資料12は、4月以降における札幌市の「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」のごみ量動向を日別・清掃事務所別にまとめたものです。「燃やせないごみ」では、対前年伸び率が4月の平均119%に対し、5月は15日までの平均が156%と増加しています。
- ・ 資料13は両面刷りのチラシを横に並べたもので、不用品はなるべく早く整理していただくよう呼び掛ける内容とし、住民説明会でも配布しています。
- ・ 今後、6月末までにかけては、ごみ量の大幅な増加も予想され、ごみステーション管理にも影響が出ようかと思しますので、あらかじめお知らせします。

イ 平成21年火災発生状況について(札幌市から)

資料14 『平成20年、21年火災発生状況(各年1/1~5/9までの件数)』

- ・ 今年の5月9日までの火災発生件数についてご説明します。20年と比較して総数は24件減少と若干少なくなっていますが、放火を原因とする火災は急増しています。
- ・ 放火火災における出火箇所としては、共用階段や玄関ホール、ごみステーションに置いてあるものからの出火が多く、市内全区で放火が発生しています。消防局ではパトロールを強化しています。
- ・ ごみ収集車の火災発生件数は、1・2月は前年を下回りましたが、3月以降は前年件数を上回っていて、今後も、環境局と連携しながら、ごみ収集車火災の原因と考えられるスプレー缶の排出方法について周知していきますので、ご協力をお願いします。

4 連絡事項(札幌市から)

次回の会議日程について(札幌市から)

- ・ それでは、次回の会議日程ですが、有料化実施後の状況の検証ということで、7月~8月にかけて行いたいと考えています。また、改めて日程調整等を行わせていただきますので、よろしくをお願いします。
- ・ 以上を持ちまして、本日の協議事項は全て終了します。ありがとうございました。